

（添付資料）

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

1. 法人税等

当中間期よりFASBによる解釈指針（FIN）第48号「法人税等における不確実性に関する会計処理－FASB基準書第109号の解釈」を適用しています。この結果、累積影響額として当中間期の期首のその他の剰余金が266百万円減少しましたが、損益への影響はありません。

2. 退職給付引当金

平成19年3月期よりFASB基準書第158号「確定給付型年金およびその他の退職後給付制度に関する事業主の会計」を適用しています。これにより予測給付債務が年金資産の公正価額と退職給付引当金の合計額を超える額について退職年金債務調整額を認識しました。なお、従来はFASB基準書第87号「事業主の年金会計」の規定により累積給付債務に基づいて最小退職年金債務調整額を認識していました。この結果、平成19年3月期のその他の包括利益（△損失）累計額は、2,644百万円減少しましたが、損益への影響はありません。

3. 非継続事業

FASB基準書第144号「長期性資産の減損又は処分の会計処理」の規定に基づき、当中間期に非継続となった事業（従前、その他の事業セグメントに含めていたエンタテインメント事業）に関して、平成18年9月中間期および平成19年3月期の数値を組替えて表示しています。

なお、上記記載内容以外については、最近の半期報告書（平成18年11月30日提出）における記載から重要な変更がないため開示を省略します。